

最高裁秘書第1819号

令和5年7月26日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和5年7月19日に答申（令和5年度（情）答申第5号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和4年度（情）諮問第24号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和4年12月12日（令和4年度（情）諮詢第24号）

答申日：令和5年7月19日（令和5年度（情）答申第5号）

件名：東京地方裁判所における「22部の歩き方」と題する小雑誌の不開示判断
(開示対象外)に関する件

答申書

第1 委員会の結論

自由と正義2022年1月号47頁で紹介されている、「22部の歩き方」と題する小雑誌（最新版）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、開示対象外（裁判事務に関する文書）として不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和4年11月2日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書は、新任調停官が困らないように日常生活などをQ&Aにまとめた内容であるから、裁判事務に関する文書ではないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は、司法行政文書には含まれず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

2 苦情申出人は、本件対象文書は、新任調停官が困らないように日常生活など

をQ&Aにまとめた内容であるから、裁判事務に関する文書ではない旨主張する。

しかし、苦情申出人が開示を求める文書は、その標題や「自由と正義」2022年1月号の記載内容から、東京地方裁判所民事第22部で新たに任命された民事調停官に対して、裁判事務を行ううえでの留意点が記載された文書であると考えられるところ、新たに任命された民事調停官をサポートするために、裁判事務を行ううえでどのようなことをどのような方法で教示するのかは、専ら当該部に属する裁判官又は民事調停官が判断することであるから、裁判事務に関する文書に該当する。

3 なお、前記「自由と正義」2022年1月号には、「裁判官室に通されて、「22部の歩き方」と題する小冊子を渡されました。」との記載があるが、東京地方裁判所が組織として交付した事実はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年12月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和5年5月19日 審議
- ④ 同年6月16日 審議
- ⑤ 同年7月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、事件記録や事件書類（事件に関する書類で記録から分離されたもの）に限られず、専ら裁判事務のために用いるも

のとして作成し、又は取得した文書で、裁判所の裁判部において管理しているものが含まれると解される（平成27年度（情）答申第5号参照）。

当委員会庶務を通じて本件開示申出文書について確認した結果、本件開示申出文書は、専ら裁判部である民事第22部に属する裁判官及び民事調停官が有志として内部で作成し、同部の裁判官及び民事調停官のみが保有し、同部において管理されているものであること、本件開示申出文書には、民事調停官として期日の進行をどのように進めるか等の民事調停官が行う裁判事務に関する記載及び裁判事務を行うに付随して必要となる情報の記載がされているのみで、およそ司法行政事務に関する記載を含まないことが認められた。これらの結果によると、本件開示申出文書の作成主体、利用方法及び管理状況並びに記載内容のいずれから見ても、本件開示申出文書は、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書には該当しないというべきであり、そのほか司法行政文書に該当することをうかがわせる事情もないから、同手続の対象とはならない。

2 苦情申出人は、本件開示申出文書は、新任調停官が困らないように日常生活などをQ&Aにまとめた内容であるから、裁判事務に関する文書ではないと主張するが、上記1のとおりの理由により、司法行政文書に該当しないから、上記主張は失当である。

3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口正人

委員長戸雅子